

伊 佐 市

過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度



令和8年4月

鹿児島県 伊佐市

目 次

第1章 基本的な事項

1	伊佐市の概況	1
(1)	市の自然的、歴史的、社会・経済的諸条件の概要	1
(2)	市における過疎の状況	3
(3)	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、鹿児島県の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要	3
2	人口及び産業の推移と動向	4
3	行財政の状況	9
4	地域の持続的発展の基本方針	11
5	地域の持続的発展のための基本目標	21
6	計画の達成状況の評価に関する事項	21
7	計画期間	22
8	公共施設等総合管理計画との整合	22

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1	現況と問題点	23
2	その対策	23
3	計画	23
4	公共施設等総合管理計画との整合	23

第3章 産業の振興

1	現況と問題点	25
2	その対策	27
3	計画	28
4	産業振興促進事項	32
5	公共施設等総合管理計画との整合	33

第4章 地域における情報化

1	現況と問題点	34
2	その対策	34
3	計画	34
4	公共施設等総合管理計画との整合	35

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	
1 現況と問題点	36
2 その対策	36
3 計画	37
4 公共施設等総合管理計画との整合	39
第6章 生活環境の整備	
1 現況と問題点	40
2 その対策	41
3 計画	42
4 公共施設等総合管理計画との整合	43
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1 現況と問題点	44
2 その対策	45
3 計画	46
4 公共施設等総合管理計画との整合	47
第8章 医療の確保	
1 現況と問題点	48
2 その対策	48
3 計画	48
4 公共施設等総合管理計画との整合	49
第9章 教育の振興	
1 現況と問題点	50
2 その対策	51
3 計画	52
4 公共施設等総合管理計画との整合	54
第10章 集落の整備	
1 現況と問題点	55
2 その対策	55
3 計画	56
4 公共施設等総合管理計画との整合	56

第 11 章 地域文化の振興等	
1	現況と問題点 57
2	その対策 57
3	計画 57
4	公共施設等総合管理計画との整合 57
第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進	
1	現況と問題点 58
2	その対策 58
3	計画 58
4	公共施設等総合管理計画との整合 58
第 13 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
1	現況と問題点 59
2	その対策 59
3	計画 59
4	公共施設等総合管理計画との整合 60
(添付)	事業計画 (令和 8 年度～令和 12 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分 61

第1章 基本的な事項

1 伊佐市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的・経済的諸条件の概要

アー自然的概要

本市は鹿児島県の最北部にあり、西に出水市、南西にさつま町、南東に湧水町、東に宮崎県えびの市、北東に熊本県人吉市、北に球磨郡球磨村と水俣市に接している。

周囲を国見山地などの山々に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけている。伊佐市の面積は392.56k㎡で、鹿児島県内の市平均値の約1.3倍の面積となっている。

イー歴史的概要

「旧大口市」

明治22年4月：町村制の実施により旧伊佐郡は6か村に分かれる。

大正7年：大口村が町制を施行

昭和15年：山野村が町制を施行

昭和29年4月：町村合併促進法のもとに旧伊佐郡6町村のうち大口町・山野町・羽月村・西太良村が合併し「大口市」が誕生

「旧菱刈町」

明治22年4月：町村制の実施により菱刈村・太良村となる。

明治24年：太良村は、東太良村と西太良村に分割される。

大正14年：東太良村を本城村と改める。

昭和15年：菱刈村が町制を施行する。

昭和29年：菱刈町と本城村が合併し「菱刈町」となる。

平成20年11月1日、「旧大口市」と「旧菱刈町」が合併し「伊佐市」が発足した。

ウー社会的概要

本市は、南九州のほぼ中央に位置し、国道3路線（267、268、447号）が交差する広域交通の要衝である。これに県道及び市道が放射状に走る道路網を形成している。平成16年4月に熊本県人吉市とをつなぐ「久七トンネル」が開通したことにより、九州縦貫自動車道人吉インターチェンジまでの所要時間が短縮され、また、平成31年には南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが開通し、日帰り圏域が拡大した。

公共交通機関では、昭和62年1月に国鉄宮之城線、昭和63年1月に国鉄山野線が、50年を超える歴史の幕を閉じた。国鉄廃止に伴い代替バスが運行され、その後、効率的な運用の模索の時期を経て、平成23年10月から予約制定時乗合タクシーの運行を、平成24年10月からはバス路線の再編による「市内バス」の運行を開始した。現在、令和6年10月から市内バスと乗合タクシーの再編・見直しにより公共交通の維持を図っている。

また、平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート（博多～鹿児島中央間）の全線開業に伴い、鹿児島空港～水俣間を結ぶ特急バスが運行されている。

地域社会の基礎組織として257の自治会があり、これらを中心に地域運営を行っているが、近年は加入率が低下してきている。自治会の規模は様々であり、存続自体が困難な自治会もあることから、過疎化の影響が顕著に表れている。

エー経済的概要

【農林水産業】

本市は、農業を基幹産業として様々な振興策を講じてきている。以前から伊佐盆地は、冷涼な気候、地形等から県内でも有数の米どころとして名を馳せてきたが、営農形態は従来の稲作中心から畜産、野菜等との複合経営に移行している。米づくりは国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者の主体的な取組みによる需要に応じた生産・販売を行っているが、農家の高齢化や後継者不足、資機材の高騰などの問題が山積している。

全国有数の畜産県である鹿児島県の中でも、本市には大規模な養豚施設が点在しており、重要な経済基盤・雇用促進の一翼を担っている。高齢化などにより農家戸数は年々減少傾向にあるが、中・大規模畜産農家の飼養頭数増加により市内における飼養頭数は維持されている状況である。今後も、個別指導を促進し、環境保全の取組も推進しながら飼養頭数の維持拡大を図ることが重要である。

林野面積が総面積の70.8%を占める本市の林業については、戦後植栽されたヒノキが人工林の約7割を占め、寒冷気候により成長量の少ない目の詰まった良質材「伊佐ヒノキ」の産地となっているものの、高齢化に伴う過疎化及び所有者不在による管理不足と自然災害等により間伐未実施林や放置山林等が見受けられる。近年は、中国での木材需要の高まりや、木質バイオマス発電燃料として未利用材の利用価値の高まりに伴い木材価格が高騰していることから、これを機に林業事業者を中心に徹底した労力の省力化、施業団地設定による施業共同化・合理化に努め、高性能林業機械等を活用しながら生産コストの削減を進め、生産性の向上に努めることが課題である。

また、戦後に植栽された造林木の中には主伐期を迎えるものもあるが、林道・森林作業道の整備は、林野面積に対し路網密度が低いことから開設を行うとともに、除間伐や再造林等の森林整備を積極的に推進する必要がある。

水産業では、内水面漁業と内水面養殖業の歴史が長く、豊富な水量と清流に恵まれニジマス等の養殖が行われている。近年は、ブラックバス・ブルーギル・ティラピアといった外来魚やカワウの増加により溪流魚等の生息環境が乱れている。そのため、川内川上流漁業協同組合が外来魚及びカワウの駆除に取り組み、あわせてヤマメ・アユ・ウナギなど稚魚の放流や在来種の保護を図っている。

【鉱工業】

本市では、日本一の金産出量を誇る菱刈鉱山をはじめ、非鉄金属製造業、電子部品関連産業、食品製造業を主として48事業所（2023年経済構造実態調査）が操業し、地域経済の一翼を担っている。産業分類別で主な事業所は、木材・木製品製造業（10件）、繊維工業（4件）、食料品製造業（7件）、飲料・飼料・たばこ製造（9件）となっている。

労働形態として、地域資源依存型の企業が多いとはいえ農商工連携などの事例は少なく、農業を基幹とする本市においては、地元の産品を活用した食料品製造業などの起業や企業誘致を推進する必要がある。地域に根付き、相乗効果をもたらし、地域と連関することで産業構造を強化する必要もある。

また、生産年齢人口の減少幅が大きいことから、若い世代の市外への流出抑制やU I Jターンなどの定住促進の受入れ体制整備として、新規企業誘致をはじめ、立地企業の成長支援や起業の促進に主眼を置き、雇用の確保・創出に向けた施策の展開が必要である。特に、近年の大きな成長分野である情報通信産業は、雇用創出をはじめ、立地企業との連携による事業の高度化や活性化など様々な波及効果が期待される産業である。

【商業】

都市計画事業の完了により市中心部の整備は図られたが、相次ぐ大型店舗の郊外立地による顧客流出や事業者の高齢化のため廃業する小規模店舗が多く、商店街としての賑わいは近年影を潜めている。定期的なイベント開催やサービス事業を展開しているが、現状を打破する解決策には至っていない。年々増加傾向にある空き店舗を活用した事業展開に対する支援策と、観光客の誘致活動と併せた消費者ニーズの多様化に対応できる商店街づくりが望まれる。

【観光】

本市の観光地は広域に点在しており、最大の観光拠点「曾木の滝」をはじめ、日本一のエドヒガン桜や忠元公園の千本桜、湯之尾滝、湯之尾温泉など、資源に恵まれている。今後も付帯設備等の整備を計画的に進めるとともに、多種多様な観光ニーズに対して観光資源の掘起こし・磨き上げを行い、効果的な情報発信のもと幅広い観光客の確保に努める必要がある。

また、隣接県・近隣市町との連携による個性ある広域観光ルートづくりを進めつつ、「通過型」から脱却を図るために、農業体験や自然体験等のできる「体験型」・「滞在型」観光の環境整備が最重点課題である。

(2) 市における過疎の状況

昭和35年に56,404人であった本市の人口は、令和2年には24,453人（国勢調査）となり、人口は減少を続けてきている。この間の10年ごとの減少数は、昭和35年から昭和45年までが△13,499人、昭和45年から昭和55年までが△4,595人、昭和55年から平成2年までが△2,164人、平成2年から平成12年までが△2,638人、平成12年から平成22年までが△4,204人、平成22年から令和2年までが△4,851人で、減少が鈍化する時期があったものの、近年は、減少のスピードが増してきている。

これまで、過疎地域自立促進特別措置法等により、産業基盤整備、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者福祉等の充実などの対策を行ってきたが、人口減少、少子高齢化、過疎化の状況は続くものと予測され、引き続き、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく様々な対策を展開しながら、地域の持続的発展を図る必要がある。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、鹿児島県の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要

産業別就業人口の推移を見ると、平成27年に比べ令和2年の第1次産業に占める割合は、1.0

ポイントの減、第2次産業に占める割合は、0.2ポイントの増、第3次産業に占める割合は、0.8ポイントの増となっている。

世代別にみると就業人口に占める65歳以上の就業者の人数及び割合は、平成27年は2,310人(18.6%)、令和2年は2,646人(22.7%)で、実数、割合ともに高齢化が進んでいる。

また、高齢化に伴う人材不足の解消を図るため、農業法人等の事業所が増加している一方、建設業、卸売業、小売業などほぼ全ての産業において事業所が減少傾向にある。

立地については、本市は、熊本県、宮崎県に隣接し、九州自動車道最寄りインターチェンジ、鹿児島空港、九州新幹線最寄り駅からそれぞれ約25分、約50分、約40分で、3県をつなぐ交通の要衝として、交流人口の拡大などの地域の発展にとって重要な役割を担っている。

今後においては、本計画に基づき各分野において効果的な施策を展開し、地域経済の活性化を図っていく。

2 人口及び産業の推移と動向

平成17年国勢調査による人口は31,499人であったが、平成27年には26,810人に減少し、10年間で4,689人減少し、減少率は△14.9%であった。平成22年から平成27年の5年間の減少率は、△8.5%となっている。また、令和2年国勢調査では24,453人となり、平成27年からの5年間で2,357人減少し、減少率は△8.8%と、人口減少が加速する傾向にある。

若年者人口は、昭和35年国勢調査の10,657人をピークに、減少を続けている。高齢者人口は平成17年まで増加を続けてきたが、平成22年より減少に転じている。過疎化の進行に伴い、全世代の人口が減少していく状況の中、高齢者人口の減少スピードは比較的緩やかであることから、高齢者比率は増え続ける結果となっている。

また、平成22年国勢調査において、男性45.7%、女性54.3%と女性の割合が多くなっており、令和2年国勢調査においても、男性46.2%、女性53.6%と大きな変化はないものの、男性の比率が増加傾向にある。

産業別就業人口及びその割合をみると、平成27年国勢調査において、第1次産業2,231人(18.0%)、第2次産業2,981人(24.1%)、第3次産業7,124人(57.5%)であったものが、令和2年は、第1次産業1,980人(17.0%)、第2次産業2,822人(24.2%)、第3次産業6,798人(58.3%)となっており、第1次産業から、第2次、第3次産業への移行が見られる。また、この5年間の産業別就業人口の減少率は、第1次産業△11.2%、第2次産業△5.3%、第3次産業△4.6%となっており、特に第1次産業の担い手の減少により、農林業の衰退が懸念される。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 38,310	% △ 2.6	人 36,146	% △3.6	人 31,499	% △6.0	人 26,810	% △8.5
0 歳~14 歳	7,387	△ 9.8	6,223	△12.0	3,957	△15.1	2,974	△13.3
15 歳~64 歳	24,556	△3.7	21,610	△7.3	16,791	△8.5	13,289	△13.9
うち 15 歳~ 29 歳 (a)	△9.8	△9.8	4,598	△10.8	3,612	△12.6	2,447	△20.5
65 歳以上 (b)	6,366	12.6	8,311	17.1	10,749	2.4	10,385	△0.4
(a) /総数 若年者比率	% 16.0	—	% 12.7	—	% 11.5	—	% 9.1	—
(b) /総数 高齢者比率	% 16.6	—	% 23.0	—	% 34.1	—	% 38.7	—

区 分	令和 2 年	
	実数	増減率
総 数	人 24,453	% △8.8
0 歳~14 歳	2,754	△7.4
15 歳~64 歳	11,490	△13.5
うち 15 歳~ 29 歳 (a)	2,050	△16.2
65 歳以上 (b)	10,166	△2.1
(a) /総数 若年者比率	% 8.4	—
(b) /総数 高齢者比率	% 41.6	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 34,112	—	人 32,445	—	% △ 4.9	人 30,276	—	% △ 6.7
男	15,701	% 46.0	15,011	% 46.3	△ 4.4	13,938	% 46.0	△ 7.1
女	18,411	% 54.0	17,434	% 53.7	△ 5.3	16,338	% 54.0	△6.3

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民含む)	人 27,872	—	% △ 2.1	人 25,358	—	% △9.0
男 (外国人住民含む)	12,909	% 46.3	△2.0	11,830	% 46.7	△8.4
女 (外国人住民含む)	14,963	% 53.7	△2.1	13,528	% 53.3	△9.6
参 考	男 (外国人住民)	13	21.3	66	40.7	407.7
	女 (外国人住民)	48	78.7	96	59.3	100.0

区 分	令和 6 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民含む)	人 22,439	—	% △ 11.5
男 (外国人住民含む)	10,505	% 46.8	△11.2
女 (外国人住民含む)	11,934	% 53.2	△11.8
参 考	男 (外国人住民)	111	41.8
	女 (外国人住民)	155	58.2

表 1-1 (3) 産業別人口（就業人口）の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 27,232	人 23,895	% △12.3	人 22,564	% △ 5.6	人 19,935	% △11.7	人 19,560	% △1.9
第一次産業 就業人口比率	% 68.5	% 62.4	—	% 58.8	—	% 49.4	—	% 38.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 8.8	% 11.3	—	% 11.2	—	% 16.8	—	% 22.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 22.6	% 26.2	—	% 30.0	—	% 33.6	—	% 38.8	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 18,513	% △ 5.4	人 17,681	% △4.5	人 16,894	% △4.5	人 15,777	% △6.6
第一次産業 就業人口比率	% 33.7	—	% 27.0	—	% 23.0	—	% 20.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.2	—	% 30.5	—	% 31.7	—	% 29.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 40.0	—	% 42.5	—	% 45.3	—	% 50.4	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,800	% △6.2	人 13,388	% △9.5	人 12,391	% △7.4
第一次産業 就業人口比率	% 20.3	—	% 18.9	—	% 18.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 25.5	—	% 23.6	—	% 24.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 54.1	—	% 56.0	—	% 57.5	—

区 分	令和 2 年	
	実数	増減率
総 数	人 11,657	% △5.9
第一次産業 就業人口比率	% 17.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 58.3	—

表 1-1 (4) 人口の見通し (伊佐市人口ビジョン)

区 分	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
総 数	人 26,810	人 24,453	人 22,048	人 20,044	人 18,154	人 16,421	人 14,816
0 歳~14 歳	2,974	2,754	2,471	2,070	1,717	1,498	1,366
15 歳~64 歳	13,289	11,490	9,870	8,964	8,199	7,259	6,411
65 歳以上	10,385	10,166	9,707	9,010	8,238	7,664	7,039

(令和 7 年以降は推計値)

3 行財政の状況

近年のライフスタイルの多様化やICTの高度化などに伴い、行政に対する住民のニーズは複雑かつ多岐にわたり、行政需要も増大している。

そのような状況の中、住民ニーズを的確に把握し、質の高い住民サービスを提供するために、これまで以上に効果的・効率的な行政運営を行っていく必要がある。

本市の財政状況は、健全化判断比率においては全て健全段階となっているものの、経常収支比率が年々上昇し、財政構造の弾力性が失われつつあるなど、決して財政に余力がある状況ではない。

また、今後は人口減等による市税収入の減少も見込まれ、大規模事業に伴う公債費や投資的経費の増加、扶助費・物件費の高まりなどにより、ますます厳しい状況が予想されるところだが、効果的な事業の再構築や財源の確保に努めるとともに、地方創生の推進に向けた交付金事業に対する積極的な取組などを通じて、持続可能な財政運営を図っていく。

表 1-2 (1) 財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	17,311,949	18,209,099	20,651,537
一般財源	12,173,830	10,396,985	12,118,531
国庫支出金	2,136,749	2,405,626	5,332,573
都道府県支出金	1,705,976	1,569,380	1,633,644
地方債	1,588,600	2,402,900	1,008,958
うち過疎債	723,700	395,300	395,300
その他	295,205	1,434,208	557,831
歳出総額 B	16,685,127	17,680,335	19,037,809
義務的経費	7,507,213	7,572,392	7,944,062
投資的経費	1,930,292	1,923,441	2,069,755
うち普通建設事業	1,866,869	1,790,314	1,790,314
その他	6,315,683	6,241,228	9,023,992
過疎対策事業費	931,939	1,943,274	512,183
歳入歳出差引額 C(A-B)	626,822	528,764	1,613,728
翌年度へ繰越すべき財源 D	140,523	116,291	963,243
実質収支 C-D	486,299	412,473	650,485
財政力指数	0.36	0.36	0.39
公債費負担比率	15.3	12.6	14.9
実質公債費負担比率	14.8	9.7	8.4
起債制限比率			

経常収支比率	83.5	85.1	87.9
将来負担比率	53.3	-	-
地方債現在高	14,531,205	14,785,589	15,319,046

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	
市町村道	改良率 (%)	40.5	52.8	60.7	63.4	64.4	
	舗装率 (%)	80.3	77.8	83.2	84.4	85.5	
農道	延長 (m)	339,248	391,440	393,189	393,871	399,162	
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)		72.8	84.0	67.9	-	80.5	
林道	延長 (m)	-	-	-	128,433	132,944	
林野 1ha 当たり林道延長 (m)		3.5	6.7	7.9	-	8.9	
水道普及率 (%)		48.8	57.9	73.7	79.59	81.60	
水洗化率 (%)		-	7.7	38.9	53.2	63.1	
人口千人当たり病院、診療 所の病床数(床)		(旧大口市)	26.3	33.4	35.6	30.3	28.9
		(旧菱刈町)	9.6	12.8	13.5		

4 地域の持続的発展の基本方針

「伊佐市総合振興計画」において、私たちが住み続けられるまちを創っていくために、目標将来像を「笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち」と設定し、まちづくりの将来像を踏まえ、その実現に向けて、分野ごとの基本目標として、「笑顔で創る明るいまち【共生協働、人権】」、「安心して子育てができるまち【子育て】」、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち【教育、文化、スポーツ】」、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち【健康、福祉】」、「活力ある産業と賑わいのあるまち【産業経済】」、「安全、安心な住みよいまち【社会基盤、生活環境】」の6つを掲げている。

本計画においても、「伊佐市総合振興計画」の基本目標を踏まえ、持続可能な地域を形成し、地域活力の向上を図り、持続的発展につながる過疎対策を実施する。

(1) 笑顔で創る明るいまち【共生協働、人権】

共生協働、コミュニティ活動の推進

■ 住民自治の意識向上

住民がお互いに助け合い、共に考え、住みやすい地域にしていくため、地域の基礎組織である自治会、コミュニティ協議会の活動については、だれもが意見を言いやすい、参加しやすい環境づくりを推進する。

また、次世代の地域づくりの重要な担い手である子どもや若者が参加しやすい活動や多世代間の交流が生まれるような活動の支援を推進する。

■ 地域の自立・活性化支援

協働によるまちづくり活動への理解や関心を深めるため、地域の課題を地域住民や団体等が自ら解決する活動について情報提供し、新たな地域での活動につなげるとともに、その活動を支援する。

地域住民等が地域の活性化のために行う活動について、広く周知するなど、多くの人とその活動に関心を持ち支援する雰囲気醸成する。

一人ひとりの人権の尊重

■ 人権教育・人権啓発の推進

学校や地域、職場における定期的な人権学習を開催し、人権を侵害するあらゆる行為の防止についての理解と認識を深める。

また、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、様々な人権侵害については、関係機関との連携による相談体制の充実を図り、早期発見、適切な対応に取り組む。

■ 男女共同参画の推進

全ての人がお互いの意見を尊重し合い、多様な価値観と発想が取り入れられるように、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進める。

また、市民一人ひとりが多様な生き方を選択でき、個性や能力を発揮することができ、誰もが安心して暮らすことができる社会の構築をめざす。

(2) 安心して子育てができるまち【子育て】

子育て支援の充実

■ 妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援の充実

妊娠期から子育て期に至るまで、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談を行い、必要とする母子保健サービスや子育て支援施策が行き届く切れ目のない支援体制を構築する。

各種健診や親子教室、予防接種、子育て支援センター、発達支援、18歳までの相談体制等の充実を図るとともに、こども医療費や保育料等に対する経済的支援や、時代の変化にあわせ、子育て世代のニーズを把握しながら、必要な支援や仕組みづくりを検討する。

■ 幼児教育・保育の充実

必要とする子どもが利用できるよう幼児教育、保育の定員とニーズのバランスを調整するとともに、医療的ケア児の利用支援や保育士等の確保のための支援を行う。

また、保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や休日保育、病児保育などを継続する。

子どもの個性に応じたよりよい幼児教育・保育が行われるよう、関係機関の連携と支援の充実を図る。

■ 地域と一体となった子育て支援の充実

少子高齢化、核家族化に伴い、地域ぐるみで子育てする体制が少なくなっていることから、子育てに悩み孤独感や負担感を抱いている保護者同士の交流促進や気軽に相談できる体制の整備、子どもの預かりサポートなど、保護者のニーズにあわせ、地域における子育て支援の充実に取り組む。

障がいの有無に関わらず生まれた地域で育っていけるよう、多様性を認めあい誰もが暮らしやすい地域づくりを目指す。

子育て世代だけではなく、幅広い世代に現在の子育てについての知識や情報を発信する。

■ 児童虐待対策の充実

専門職を配置し、関係機関と緊密に連携しながら支援が必要な家庭を把握し、早期から支援を行うことで虐待の発生予防に努める。

虐待発生時の対応について、早急に確実な対応が行えるよう、関係者で共通認識を図る。

虐待発生後も関係機関と連携し、役割分担や見守りを行いながら家庭を継続支援していく。

(3) 郷土を愛し、豊かな心を育むまち【教育、文化、スポーツ】

学校教育の充実

■ 豊かな心、確かな学力を育む教育の充実

主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力・豊かな人間性・健やかな心と体などの生きる力を身に付けるために、児童生徒の発達段階に応じた教育を推進し、学びの個別最適化を図る。

児童生徒が豊かな語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する精神等を身に付けて、グローバルに活躍できる人材の育成に努める。

健康な生活を送る上で、心身ともに健全であることは重要なことであり、基礎的な体力向上や、それを支える食の大切さを学ぶ機会の充実を図る。

いじめや不登校などは、その実態を的確に把握するとともに、早期解決に向けて、教育相談の充実と福祉等関係機関との一層の連携を図る。

学習や活動の内容を記録し自己評価することで、自分の将来や働きたい仕事、生き方を考えることができるキャリアパスポートによるキャリア教育の推進を図る。

■ 心身ともに健全な児童生徒の育成

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上、安全及び心身の健康の保持増進に関する指導については、教科の指導だけでなく、全ての教育活動を通して適切な指導を行う。

■ 地域とともにある学校づくりの推進

保護者だけでなく地域に暮らす市民が学校と地域が目指す子ども像を共有して子どもの活動を支援し、また、学校運営や教育課題についても地域住民が参画して課題解決に当たるなど、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育てる持続可能な取組として、コミュニティ・スクールの充実を図る。

さらに、地域で採れた野菜や伊佐米などを学校給食に利用し、安全な食を提供するとともに、地域の産業、食文化などに興味を持ち理解が深まるよう、食の地産地消の取組を推進する。

社会教育の充実

■ 家庭教育の充実

家庭教育に関する情報の提供に努め、保護者が子育ての不安や悩みを解消できるよう、親業講座や子育て講演を実施するとともに、専門指導員の配置など、家庭での教育が充実したものとなるよう相談体制、支援の充実を図る。

■ 生涯学習の充実

多様なニーズに対応し、多くの市民が学習意欲を持てるよう、ふれあい講座のメニューや講師の充実を図るとともに、学校図書室と市立図書館との連携、利用しやすい図書館運営等により、読書の推進を図る。

■ 青少年の健全育成

幅広い世代との交流を通して、地域を知り郷土に誇りを持ち、心身ともに健全な子どもが育つために、ふるさと学寮や各種体験活動などの各地域における体験、学習機会の提供に対する支援を行うとともに、姉妹都市の同世代間の交流などを通して、広い視野を持った青少年の育成に努める。

■ 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進

人と人との信頼関係を深め、安全・安心で住みよいまちづくりと、明るく健やかな青少年の健全育成のため、これまでの家庭・学校・地域の連携に加え、企業や事業所へも呼びかけを行い、職場等での更なる取組の推進を図ることにより、市民総ぐるみの「伊佐さわやかあいさつ運動」を展開する。

歴史、文化の継承

■ 文化芸術活動の充実

文化協会と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表の機会の確保や活動状況などの情報提供を行い、多くの市民が身近なところで、幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう努める。

■ 郷土の歴史、伝統文化の保存・継承と活用

地域の貴重な伝統文化を、興味を持って学習できる機会の提供や、郷土芸能などを披露する場の確保に努める。

また、郷土の歴史を身近に感じ、理解や思いを深めるため、郷土の先人の功績や文化財に触れる機会の充実に努めるとともに、後世に継承する取組を進める。

さらに、文化財の価値を認識できる機会を創出し、適正な保存、活用に努め、地域の伝統文化の継承を推進する。

スポーツの推進

■ 生涯スポーツの推進

身近にスポーツに親しむ機会を提供し、幅広い世代の市民がスポーツに取り組めるよう努める。

■ 競技スポーツの振興

市スポーツ協会をはじめ、各競技団体と連携して、選手の発掘・育成・強化や指導体制の充実に努めるとともに、選手、指導者の活動状況や功績を広く周知することによって、選手・指導者の意欲向上と市民意識の高揚を促進する。

■ リバースポーツの推進

カヌー競技を本市のシンボリックなスポーツとして選手強化等を支援するとともに、菱刈カヌー競技場で行われるカヌー大会やドラゴンボート体験のPR活動・受入体制を関係団

体と連携しながら整備し、リバーススポーツ活動が多数行われるよう努める。

■ スポーツ合宿の誘致

スポーツ合宿の誘致を進め、スポーツの振興、交流人口の増加、施設の有効利用を図るとともに、宿泊業や飲食業等の活性化につなげる。

(4) ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち【健康、福祉】

高齢者福祉の充実

■ 社会参加、活動の場の充実

地域社会から孤立しがちな一人暮らしの高齢者が閉じこもりにならないよう、ボランティアなどの地域貢献による生きがいづくりや、通いの場所づくりなどにより、元気な高齢者が活躍できる取組を進める。

■ 介護予防の推進

高齢者が健康づくりや社会活動に進んで参加できるよう動機付けを行うとともに、介護予防の大切さについての認識の向上を図る。

また、地域におけるダンベル体操やグラウンドゴルフ、脳トレ教室などの健康づくりや参加者同士の交流の機会を通して、認知症予防、介護予防、健康増進、自立した生活につながる取組を支援する。

■ 生活支援サービス、医療と介護の連携

居宅での身体介護や生活援助のほか、外出支援や通所による機能訓練、自立支援を充実させ、支援を必要とする高齢者の多様なニーズに対応できるよう取り組む。

医療機関や介護施設と連携し、利用者や家族の要望に沿った、切れ目のない医療と介護の提供に努める。

また、地域住民や多様な主体による生活支援体制を整備し、地域包括ケアシステムの充実を図る。

■ 介護人材の確保

安定した介護サービスの提供ができるように、介護の担い手となる専門職の不足を防ぐため、人材確保及び雇用促進を支援する。

■ 認知症の人やその家族への支援の充実

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の人やその家族をサポートする人材の育成や、認知症への正しい理解の促進、相談窓口の周知、容態の変化に応じて必要なサービス等の提供ができるよう支援体制の充実を図る。

■ 権利擁護支援の推進

地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者を狙った悪

質商法などによる被害の防止や、高齢者虐待などの早期発見、成年後見制度の紹介などについて、地域包括支援センター、民生委員、警察等の関係機関と連携して取り組む。

■ 高齢者の安全対策の充実

災害発生時に避難等が困難な高齢者への支援体制や、緊急時の通報体制などの充実を図る。

健康づくりの推進、医療体制の確保

■ 健康づくりの推進

運動不足、睡眠不足、過度の飲酒や過剰な塩分摂取などの生活習慣が要因となる病気の発生を防止するため、健康教室などによる食の大切さなどに関する意識の向上や、運動する習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行う。

また、こころの健康は、体の健康と密接に関係しているため、関係機関と連携し、日頃から楽しめる趣味や生きがいを持てるような講座などの開催や、適度な休養、運動などストレスと上手に付き合う方法などの情報提供に努める。

■ 保健予防の充実

特定健診や各種検診を実施し、病気の早期発見、早期治療を推進するとともに、受診率の向上に向けた取組を進める。

また、検診結果に基づき、生活習慣病の予防、重症化の予防のための支援を行う。

■ 医療体制の確保

医師会や大学病院などの関係機関と連携し、地域の診療科の維持、医療人材の確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる体制を維持する。

また、救急搬送や高度な医療が必要な傷病者の救命、快復のため、医療機関、消防などの関係機関と緊密に連携し、医療体制の維持、充実を図る。

ともに支え合う地域づくり

■ 地域共生社会の実現に向けた体制整備

暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らしていけるよう、ともに支え合える地域づくりを進める。

■ 障がい者の社会参画、自立支援

障がいのある人それぞれの状態やニーズに応じたサービスを提供し、障がい者に対する市民の理解を促進するための啓発に努める。

また、障がい者支援施設等の関係機関と連携し、就労に向けた支援や雇用環境の整備を行い、地域での自立した生活に向けた取組を進める。

■ 生活困窮者の自立支援

生活に困りごとを抱えている人の実態に応じた就労支援、住居確保支援などに取り組むとともに、生活保護が必要な人に対する支援を適時に実施し、日常生活や社会生活の自立に向けた支援に取り組む。

(5) 活力ある産業と賑わいのあるまち【産業経済】

農林水産業の振興

■ 新規就農者支援、認定農業者支援

就農初期の設備投資や経営ノウハウの習得などの支援を行い、新規就農者の経営安定化を図る。

計画的な経営改善を進める農業者に対し、持続的で収益性の高い農業経営が図られるよう支援する。

■ 畜産振興支援

機械導入や共同作業等による省力化や商品価値の高い畜産物の生産を推進し、市内飼養頭数の維持に努める。

■ 経営基盤強化

農地や農業用水路等の生産基盤が、その機能を果たすことができるよう、地域における保安全管理や維持補修等の取組を推進する。

また、地域の話し合い活動を通じて離農者等の農地に関して担い手への集積化・集約化を図り、合わせて農地の利活用を推進する。

■ 農業の環境保全

有機肥料の利用促進や家畜排せつ物の適正処理など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い、環境にやさしい取組を進める。

■ 鳥獣被害対策

農地への侵入を防止するため、電気柵等の設置や有害鳥獣捕獲の効率化、省力化へつながらる取組の検討を図りつつ、鳥獣捕獲の取組を強化し、鳥獣による農林産物への被害軽減に努める。

■ 林業の振興

山林所有者に対し、山林の適正管理の指導や支援を行い山林の保全を図る。また、技術研修や技能習得等の実施により担い手育成に努めるとともに、林道等の維持管理を行い、効率的な林業経営を促進する。

■ 水産業の振興

川内川の内水面の資源保護のため、川内川上流漁業協同組合と連携し、外来魚及びカ

ワウ駆除やアユなどの稚魚放流を行い、在来魚の保護に努める。

商工業の振興、雇用の確保と創出

■ 商工業の振興

商工業の経営が安定的に継続できるよう、基盤安定のための支援を行うとともに、事業の発展的取組に対して支援する。

また、商工会、金融機関などの関係機関と連携し、地域経済を維持する取組を進める。

■ 商店街の活性化

商工会と連携し、地元の商店街に人の流れをつくる取組を支援するとともに、商店街のにぎわいを創出するような起業、創業を支援し、空き店舗の有効活用を図る。

■ 6次産業化の推進

地元の農産物や多様な地域資源を利活用して付加価値を高める取組に対する支援を行い、市内外に向けた効果的なPRなどにより、ブランド価値を高める取組を進める。

■ 雇用の確保と創出

企業や事業所と連携し、地域での雇用の場の確保に努めるとともに起業や事業拡大の取組に対する支援を行う。

また、企業、ハローワーク、高等学校などの関係機関が連携し、就業を希望する人と市内企業等とのマッチングの機会を提供し、地元での就業を支援する。

■ 企業誘致の推進

企業立地に必要な条件等の情報を収集し、企業のニーズに沿った受入環境の整備に努める。

また、企業への訪問や働きかけを行い、企業誘致の実現に向けて取り組む。

観光・交流、移住定住の推進

■ 地域資源を活かした観光、交流の推進

本市の観光資源の魅力を積極的に活用した効果的なプロモーションを図り、誘客の増加につなげる。

農林業体験、自然体験などの体験型観光を推進し地域住民とのふれあいを深め、交流人口、関係人口の増大を図る。

グローバル化の進展に伴い、これまでの姉妹都市交流に加え、さらに様々な都市との市民レベルでの文化、経済や観光などの交流を推進する。

■ 都市部とのつながりの構築

ふるさと会などを通じた都市部の出身者との連携や、ふるさと納税制度などの活用により、伊佐とつながりを持つ人との関係性を継続して構築し、遠くにいながら、本市へ

の支援、協力をしてもらえるファンの増加に努める。

■ 移住、定住の推進

趣味、仕事、住まい、暮らし方などに関するニーズの多様化に伴う地方への人の流れを捉え、田舎暮らしの体験、起業、住居整備の支援などを行い、幅広い年代の移住の実現に努める。

(6) 安全、安心な住みよいまち【社会基盤、生活環境】

交通・通信環境の整備

■ 公共交通網の維持、強化

バス、タクシー事業者と連携して、利用者のニーズに沿った、利便性と効率性の高い公共交通網の構築を進める。

デマンド型交通を効果的に取り入れ、多様なニーズに対応できる公共交通網の整備に努める。

■ 情報通信の利便性向上

高度化する情報通信技術による多様なサービスを、世代間、地域間で格差なく、多くの市民が享受できるよう、ハードとソフトの基盤整備を進め、市民の生活の質の向上に向けて取り組む。

■ 道路交通網の整備、充実

橋りょうを含めた幹線道路、生活道路は、車両と歩行者が安全に快適に通行できるよう、計画的な維持補修、改良等を行い、適正な管理に努める。

また、農道、林道については、農林業機械への対応を図りながら、生活道路としての機能を併せ持つ路線は、市道と併せて効率的な交通網の整備に努める。

生活環境の整備

■ 生活環境の向上

放置された危険家屋が、周辺住民等に危害を及ぼさないよう所有者への働きかけなどを継続し、撤去に対する支援を行う。

居住可能な空き家については空き家バンクへの登録を推進し、有効活用を図る。

悪臭、騒音、ペットなどが関連する身近なトラブルを未然に防ぐための啓発に努める。

地域での環境美化活動の実践について啓発を行い、ごみの不法投棄の防止や、良好な生活環境が維持されるよう取り組む。

■ 良質な水の安定供給

老朽管等の施設の更新や長寿命化、耐震化を計画的に実施し、漏水の防止や建設改良費の抑制等を行うとともに、適正な料金体系により、健全な事業運営に努める。

また、水源地や配水池等への自家発電設備や緊急遮断弁等の設置、水質監視体制の充実を図り、安全で良質な水を安定的に供給する。

■ 公園の整備・充実

市民の活動の場、憩いの場となる公園については、快適に利用できるように適正な施設の維持管理、樹木等の環境整備に努める。

また、子どもから高齢者、障がい者等だれもが利用しやすいよう配慮し、利用者の多様なニーズを踏まえた公園の整備に努める。

■ 適正な土地利用の推進

都市計画区域及び用途地域、農業振興地域については、利用の実態、状況の変化に応じて見直しを行い、適切な土地利用が図られるよう努める。

自然環境の保全

■ 環境の保全

地球環境を守る身近な取組として、河川を汚さない、大気を汚さない、土壌を汚さないことを意識した行動の必要性について、幼いころから理解を深められる講習等の推進に取り組む。

また、排水処理施設等の適正な維持管理等に努める。

■ 循環型社会の形成

ごみ処理に要するコスト、ごみの分別収集の必要性等について情報発信し、ごみの減量化、再利用、リサイクルに関する市民の意識の向上を図る。

また、エコマーク、グリーンマークに関する情報提供を行い、地球環境に配慮した製品等の購入の推進を図る。

■ 再生可能エネルギー利用の推進

災害の防止、良好な景観、生活環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用促進と、地域社会の良好な生活環境の確保に努める。

また、公共施設の改修、改築等においては、自然採光や断熱化の推進、再生可能エネルギーの導入について配慮するとともに、日頃から省エネルギーに資する取組を進める。

防災の充実、治安

■ 防災対策

治山事業や河川改修などによる危険箇所の保全や、防災拠点・避難所の設置及び適正な運営、防災メール、避難訓練、自主防災組織などの充実により、行政と市民が一体となって自然災害等から市民の生命、財産を守る。

また、火災や災害に対応できる施設、設備の充実、消防団員の確保等により被害の軽減を図る。

さらに、被害を最小限に抑えるための各自でできる取組に関する啓発などにより、市民が自ら防災対策に努める環境づくりを進める。

■ 防犯対策

特殊詐欺や悪徳商法による被害に遭わないための啓発や、防犯協会、警察等の関係機関との連携、相談体制の充実に努める。

また、地域における防犯灯の設置や青パト隊の活動などに対する支援を行うとともに、見守りカメラの適正な活用などにより安全で安心できる暮らしの充実に努める。

■ 交通安全対策

交通安全協会、警察などの関係機関と連携し、交通安全キャンペーン等により交通安全意識の高揚、啓発活動を推進する。

また、通学路の安全対策の強化、交通安全教室の開催など、子どもや高齢者の事故防止対策に重点的に取り組む。

さらに、ガードレール及びカーブミラーの設置、区画線の整備を計画的に進める。

5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 基本目標

令和7年3月に改訂した「伊佐市人口ビジョン」において、将来人口の推移について国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に3つのパターンのシミュレーションを示すとともに、「第2期伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）」（令和7年3月策定）においては、伊佐への新しいひとの流れをつくる取組について定めている。伊佐市人口ビジョンにおける3つのシミュレーションのうち、シミュレーション①をベースに伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略における取組により期待できる効果を加味し、令和12年度の本市の人口目標を、20,117人と設定する。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組み

持続可能な開発目標（SDGs）は、世界中の社会課題をあらゆる角度から解決し、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標として、平成27年9月の国連サミットで採択された。

本計画を推進することで、SDGsの目標達成に向けた取組みの推進にもつなげる。



6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、外部委員で構成する「伊佐市総合振興計画審議会」において、事業完了の翌年度に評価を実施することとし、毎年度、実績値を示し、計画期間満了時の達成に向けて状況確認を行うものとする。

7 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防的修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

本市の人口は、少子高齢化に伴って減少を続けており、地域社会の担い手不足や生活サービスの維持、確保への影響が懸念される。また、人口減少により、多くの空き家が存在することから、防災、防犯、衛生、環境等の面において、地域の課題となっている一方で、利活用が可能な空き家については、有用な資源としての活用が期待される。

東日本大震災以降、自らの生き方、暮らし方を見直し、全国的に都市部から地方へ移住する人が増えてきており、コロナ禍を機にその流れは加速化している。多様な価値観や暮らし方を求める移住希望者と、人口減少が進行する本市のそれぞれが課題を解消できるような取組が必要である。

その他これまで、市職員派遣による国、県との連携や、姉妹都市との修学旅行交歓交流、地理的状况を生かした他県との県際交流などが行われており、これらの活動等により、様々な情報交換、地域間の交流の推進を図り、地域で活躍する人材の育成、地域の魅力を高める取組につなげる必要がある。

2 その対策

移住体験住宅を活用し移住イメージの具体化を促すとともに、移住後の住居の確保と空き家の解消を図るために、空き家バンクの充実や移住、住み替えによる住宅の新築又は空き家の増改築に必要な費用の助成等を行い、伊佐への移住計画を支援する。また、移住希望者が必要とする情報が得られるよう移住フェア等への参加や、きめ細かな相談対応、情報発信の充実等に努める。

また、地域おこし協力隊導入による移住促進や、卒隊後の就業、起業の支援を行うほか、本市で起業し、地域に根差した活動を行おうとする者の取組への支援を実施する。

これらの取組を通じて、地域の担い手となる人材の誘致、育成につなげていく。

さらに市域を越えた交流人口、関係人口の増加のために、観光メニュー、体験メニュー、特産品開発等に努めるなど、地域にある有用な資源を有効に活用する。

地域間交流については、姉妹都市をはじめとする国内外の地域との教育文化等の交流を通じて、お互いの魅力を伝える機会の充実に努めていく。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住	移住・定住促進事業	市	
	(2) 地域間交流	広域行政連携推進事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防的修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

本市の農業は、内陸性盆地の寒暖差の大きい気候が育む「おいしい伊佐米」の栽培を中心に「水稲と畜産」という複合営農形態に加え、ねぎ、かぼちゃ等の「水田と野菜」の複合営農形態も見受けられる状況ではあるが、水田において、大豆や飼料用稲・米などの転換作物を組み合わせた土地利用型が主体であり、園芸作物など高収益作物への転換が進んでいない状況のため、産地化・ブランド化・安定した供給量の確保までは至っていない。農産物等の価格低迷、産地間競争の激化、後継者不足による農業就業者の高齢化から小規模兼業農家の離農現象は、次表の数値が示すとおり、今後も進行するものと予想される。

(農林業センサス)

年次	総農家数	農家人口	農業就業者数	60歳以上 農業就業人口
平成2年	4,672戸	15,507人	5,173人	2,879人
平成7年	4,125戸	13,026人	4,369人	2,940人
平成12年	3,756戸	11,806人	4,003人	3,033人
平成17年	3,432戸	9,826人	3,618人	2,864人
平成22年	3,017戸	6,209人	3,105人	2,466人
平成27年	2,486戸	4,635人	2,188人	1,831人
令和2年	1,913戸	3,304人	2,684人	1,802人

令和2年度における60歳以上の農業就業者は全就業者の67%を超えており、高齢の農家が多数を占めている。経営規模別にみると小規模農家数は減少し、500a以上の経営耕地面積を有する農家は増加傾向にある。これは認定農業者など意欲のある担い手への農地集積が進捗していることによるものであるが、土地持ち非農家や自給的農家が所有する農地では耕作放棄地となる割合も増えており、担い手へ貸し付けるなどして農地の適切な農業利用を図るとともに、新たな担い手の育成も重要である。

畜産農家については、全体として飼養戸数は減少傾向にあるものの、飼養頭数は横ばいの状態にある。今後は、高齢化や後継者不足により戸数、頭数ともに減少することが予想される。また、増頭による経営規模の拡大も進んでいることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、耕畜連携等による環境保全の取組を進めることが重要な課題となっている。

今後とも農業の維持・発展を図るためには、農家の意識改革も含め農業基盤の整備や構造転換に対応すべく、スマート農機の導入や化学肥料や農薬の使用に留意した環境負荷低減の取組みなど効率性や生産性・収益性の向上に向けた取組みが必要である。

農業の基盤である圃場整備が白木地区を最後に平成16年度で終了し3,029haの水田が整備され、目標整備量の89.1%となっている。一部では畑作物への転作に支障がある水田や老朽化した灌漑用水施設など整備が必要な箇所も残されており、整備の推進が必要である。また、圃場整備後十

数年経過した区域内農道で損傷が激しい未舗装路線があるため、整備が急がれる。土地利用率は、米の生産を巡る情勢の変化や高齢化の進行により減少傾向にあり、担い手への農地利用集積に積極的に取り組む必要がある。

広大な林野面積を持つ本市の林業は、総土地面積392.56 k㎡に対し林野面積278.06 k㎡、林野率70.8%である。民有林面積は、149.2 k㎡、林野面積に対する民有林率は、53.6%であり、県平均は74.0%である。人工林は民有林の占める割合が非常に低くなっており、ヒノキやスギが中心である。35年生以下の保育除間伐等を必要とする森林が10.45%を占めているが、作業路網の整備の遅れから、木材生産機能、公益的機能の低下している森林が多い状況である。

また、市内全域において過疎化による後継者不足、山林所有者の高齢化等から放置森林が目立つようになり、これらの整備も含めた森林整備体制については、各地域別に森林施業団地を設定し、森林組合、林業事業体により推進している。林業経営の近代化については、林業・木材産業構造改革事業をはじめとする各種補助事業により高性能林業機械・特用林産物生産施設を整備しつつあるが、生産基盤の拡充及び労働条件の改善は他市町村に比べて立ち後れており、機械化による労働負荷の軽減、社会保険制度や林業退職金共済制度への加入などを従前にも増して促進する必要がある。特用林産に関しては、木炭、椎茸、早掘たけのこ等が担い手不足や生産基盤の整備不十分であることから生産が伸びていない。

内水面漁業は、外来魚及びカワウの駆除により内水面漁業の経営の安定化を図る必要がある。また、市内の羽月川水系には魚道が未整備の施設があり、遡上・降下等を行う魚類に与える影響が大きいため、河川の生態系の保全の観点からも魚道の整備が必要である。

地場産業については、酒造業を除き20人以下の零細事業所が多く、業種別では卸・小売業・サービス業・建設業が主なものである。

企業については、既に電子部品関連事業・金属鋳業・食肉製造業・食料品製造業などの進出があり、地域経済の振興の一翼を担っている。また、若年・U I ターン労働者の確保と定住促進が期待される企業誘致については、長引く景気低迷と企業の海外進出等もあり近年実現に至っていないため、「ふるさと会」などから得た情報に基づく積極的な誘致活動を行う。加えて、市内立地企業へのフォローアップの充実を図り工場増設などにつなげるなど地域密着型で長期的な操業支援が課題である。

商業については、郊外の主要幹線道路沿いに新しい業態の大型店舗が相次ぎ出店したため、中心商店街への客の吸引力は極めて低くなっている。また、大口、菱刈両地区において、経営者の高齢化、後継者不足等により廃業が増加していることから、一般住宅、空き店舗、空き地、駐車場が混在し、商店密度が低く、魅力と賑わいを失いつつある。地元商店街の活性化を促進するため、屋台村イベント支援やスタンプ会商品券の活用を継続しつつ、起業・創業や新たな業種への挑戦などへの支援を図っていく必要がある。

観光については、観光客の形態が従来の団体型から家族やグループといった個人型にシフトし、インバウンドも増加しつつある中で、観光ニーズも「見る観光」から「自然を身近に感じ心の満足を求めた交流・体験メニュー」といった志向に変わりつつある。

本市は、優れた自然や地域資源に恵まれているものの、滞在型の観光コースや体験型メニューが確立されていないため、その資源を十分に活かしていきれていない現状にある。平成16年に国道267号久七トンネルが開通し、平成23年には九州新幹線の全線開業、令和元年の水俣インターチ

エンジン供用開始など、交通体系が大幅に改善され、九州北部・中部地域からの日帰り旅行圏内になったことから、今後も引き続き熊本・宮崎県とも連携を図りながら、特色ある観光ルートの構築と体験型・滞在型観光地づくりに取り組む必要がある。

また、本市最大の観光地「曾木の滝」を観光のターミナル機能に位置づけ、国県事業や民間活力を活用しつつハード・ソフト面での魅力化を図り、積極的なPRにより、多くの観光客の誘客に取り組む、各種体験を交えながら他の観光資源の効果的な活用を図り、滞在型へシフトしていく。

特産品については、米・焼酎・黒豚が定着しているが、一次産品を原料とする消費者ニーズに添った2次加工・3次加工品の開発に取り組み、6次産業化を図りつつ、流通・販売の新規開拓・ブランド化推進と併せて、ふるさと納税の有効活用や土産物の充実を図るためにも新たな特産品開発の必要がある。

2 その対策

農業振興策については、生産性・収益性の高い農業経営を目指して、優良農地での露地野菜や施設園芸などの高収益作物の作付け、国の経営所得安定対策による水田を活用した転換作物の団地化による生産体制の確立など収益力の向上を図る。認定農業者や大規模農家への土地集積や農作業受委託生産体制システムの確立、共同利用施設の再編や機能向上などにより伊佐米の銘柄確立及び産地間競争に対抗できる米づくりを推進する。

畜産については、農家戸数・飼養頭数の維持を図るため家畜導入資金の活用や飼料生産機械等の導入による省力化や効率化を推進するとともに、関係機関・団体一丸となった推進指導体制のもと、中核農家の育成、低コスト化による経営合理化を推進する。また、産地間競争に打ち勝つために高品質の畜産物を安定的に供給できる産地づくりを進める。畜産環境対策については、家畜排泄物を集約的に処理する広域堆肥センターを活用し、堆肥の有効活用を図り環境保全型農業の確立に努める。

農家数の減少を見据え、担い手農家に加え多様な農業従事者への農地の集積、集約を推進するとともに、圃場の大区画化整備やスマート農機の導入などにより、農作業の省力化・効率化を推進する。また、圃場整備区域内農道の舗装整備や農業用水路等の整備を推進し、農作業の効率化を図る。加えて、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、多面的機能支払交付金事業に取り組み、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみで先進的な営農活動を推進する。

林業の生産振興及び基盤整備については、生産面では、木材の安定供給体制づくりや生産・流通・加工の各段階におけるコストダウン等を促進する。施業面では、森林の集約化と低コスト効率施業を推進することにより、林業収益の向上を図る。また、林道・作業路等の基盤整備を図る。特用林産に対する取組については、木炭、椎茸、早掘たけのこの生産基盤整備や担い手の育成・確保等を行い、生産拡大を図るとともに消費拡大に向けた活動を推進する。

さらに、間伐材を利用した木材工芸品・山菜・薬草、豊富な竹林を生かした特産品開発などの新分野の開拓を推し進める。農林水産物や生活環境等への鳥獣被害を防止するため、計画的に有害鳥獣を駆除し、処理については既存の処理施設の充実を図るとともに利活用を促進する。

企業立地等の対策については、企業誘致と立地企業の成長支援、起業の促進に主眼を置き、施策を進める。企業誘致については、農業を基幹とする食関連の地域産業づくりに深く寄与する食

料品製造業などの業種を鹿児島県企業誘致推進協議会などの事業を利用するなどして誘致するとともに、近年、企業誘致の条件として、情報通信環境の整備が重要となっており、テレワークの普及により、都市部の企業に勤めたまま地方へ移住する人が増加していることから、サテライトオフィス等の整備についての検討を行う。また、立地企業の成長支援として、立地企業間のビジネス連携による相乗効果を期待し、企業間のコーディネートを行なう。投資拡大に向けて増設や新分野へのチャレンジなど支援する範囲を拡大し、雇用の拡大を図る。

起業の促進については、新たな起業、業種転換による新分野操業などを一定の分野について支援することとし、商工会と連携して各種助成や研修等の情報提供や相談等を行う。

商業振興のため、商店街の現状把握、診断、指導事業及び起業家の養成を商工会と連携して展開する。

観光地・観光施設の整備方針については、県域を越えた隣接市との連絡会議などを活用し、広域観光ルートづくりを進めるとともに、曾木の滝公園及び大鶴湖周辺整備について、国や県の事業も有効に活用しながら、交流人口の増加のために必要な整備を進める。

また、湯之尾滝上流の川内川エリアを利用したカヌー施設やパークゴルフ場、楠本溪流公園や十曾池をはじめとする自然資源を活かしたリバースポーツやアウトドアの振興のために必要な観光地づくりを進める。さらに、インバウンドも含め、多様化する観光ニーズに対応するため、各種地域資源を活かした体験メニューの整備に取り組み、滞在型観光へのシフトを図るために、団体や企業、コミュニティ等の受け皿づくりへの支援を行う。

観光と絡めた特産品開発については、土産物や料理の充実を図るため、関係団体や事業者等と協力しながら、必要な支援を行う。

また、特産品の販路の拡大については、県内外の大型商業施設・百貨店などでの物産展やインターネットの活用を進めると同時に、ふるさと応援寄付金の返礼品としての積極的な活用を促進する。あわせて、水系や経済圏を同じくする近隣自治体との連携を図り、圏域イメージの向上や地域振興作物の産地形成を支援する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営経営体育成基盤整備事業	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		県営 農地中間管理機構関連農地整備事業	県	
		県営 水利施設等保全高度化整備事業	県	
		県営 農業水路等長寿命化・防災減災事業	県	

	県営 水利施設等保全高度化	県	
	県営 農村地域防災減災事業（ため池）	県	
	団体営農業水路等長寿命化・防災減災	市	
	県営 農地整備事業（通作・保全）	県	
	畜産団体運営等支援事業	市	
	耕作条件改善事業	市	
	家畜導入・保留補助事業	市	
	家畜飼養管理施設整備補助事業	市	
(3) 経営近代化施設 農業	かごしまの農業未来創造支援事業	市及び生産 組合等	
(5) 企業誘致	企業誘致対策事業	市	
(7) 商業 その他	商工会育成事業	市	
	市街地商店街活性化事業	市	
	商工振興資金利子補給事業	市	
	産業活性化事業	市	
(9) 観光又はレクリ エーション	特産・ブランド振興事業	市	
	特産品振興事業	市	
	公園施設長寿命化事業（公園管理事業）	市	
	観光ツーリズム事業	市	
(10) その他	水源林整備事業	市	

		中山間地域等直接支払交付金	市	
		農業公社運営事業	市	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」における「2 その対策」及び「3 計画」に記載のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、公園については、安全性と快適性を保つため、地域や民間との協働による管理を検討しながら、効率的な維持管理を行うとともに、建築物については、機能分担に基づく必要設備について予防保全型管理による長寿命化を図ることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

情報通信技術の飛躍的な進歩によって、日常生活のあらゆる分野でデジタル化、ネットワーク化が進んでいる。本市の通信体系の基盤整備においては、携帯電話などの移動通信用伝送路施設整備等を行っているほか、光ブロードバンドについて、令和3年度に未整備エリアへ3基地局を整備し、5基地局すべての整備が完了した。今後は、基盤整備の推進とともに、高度情報化の恩恵を世代間で格差なく多くの市民が享受できるよう、利活用の推進も図っていく必要がある。

2 その対策

地域の基盤整備は、携帯電話などの移動通信用伝送路施設整備及び光ブロードバンドの整備により一定の整備は完了したが、一方では国内外の観光客が手軽に情報を入手できるよう、観光拠点等における公衆無線LAN環境の充実が求められている。既に整備済の曾木の滝公園のほかについても整備を進める。

情報通信技術の急速な進展に合わせ、教育、農林水産、公共交通、医療などそれぞれの分野において、新たな高度情報システムの利用について検討を進めるとともに、情報化に対応できる人材の育成に努める。また、ICT（*）やAIの活用により市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることとし、電子申請の推進、業務システムの最適化、システムの共同利用を着実に進めるほか、行政運営に関する情報、災害時の緊急情報を市民がわかりやすく迅速に知ることができるようホームページやデータ放送等による情報発信の拡充、情報入手方法の周知、適切な施設整備を推進する。

* ICT … 情報や通信に関連する科学技術の総称。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	公衆無線LAN整備事業	市	
	(3) その他	情報発信拠点施設維持管理事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

熊本県と宮崎県の県境に位置する本市は、国道3路線（267、268、447号）が交差する広域交通の要衝であるが、県境付近は交通の難所となっている。平成16年4月に久七トンネルが開通し、これに接続する木ノ氏バイパスも完成したことにより、人吉方面への交通アクセスが改善された。宮崎県との橋渡しとなる国道447号については、大口青木～えびの間のトンネル工事計画が進められている。

広い面積をもつ本市にとって市道の整備は、集落間の連絡道として、また、産業道路として地域に不可欠なものとなっている。道路の改良率は64.4%、舗装率は85.5%（令和7年道路現況統括表）であり、今後も引き続き整備と維持管理の必要がある。

また、農林業を基幹とした地域となっているため、その振興を図る上で農道・林道の整備は最重要課題と位置付けられている。

さらに、市内の橋梁は老朽化が進んでいるため、改良や補強の年次的な計画を立て長寿命化補修工事を進めている。

近隣の主要都市や空港などの公共交通施設を結ぶ地域公共交通は、自家用車利用の影響による鉄道廃止やバス路線の一部廃止に伴う路線の減少等により、市民の利用に影響が出ている。このため、水俣～空港間的高速バス運行に係る費用負担や国等の補助制度に基づく運行補助を行っている。

高齢化が進むなか、市内を運行する公共交通機関の確保は、移動を制約される交通弱者に対し大きな問題となっている。現在は、「伊佐市地域公共交通計画」に基づいて交通体系を再編し、交通利便性の確保を図りつつ、公共交通の担い手確保も含めた持続可能な交通体制づくりが必要となっている。

2 その対策

交通安全と観光地づくりの観点から県道布計山野線、県道湯出大口線、県道鶴田大口線や国道447号県境トンネルを含む青木バイパス道路改良について、広域圏の計画等を考慮しながら、引き続き国・県等と連携を図り、積極的に推進する。

市道については、国・県道への連絡道として年次計画的に改良・舗装を進めてきたが、今後も集落間を結ぶ幹線道路や生活道路の改良促進を図り、住民生活の向上に努める。

橋梁については、予防保全型の維持管理を行い、コスト縮減を図る。

農道については、複合農業の推進を図るにあたり農産物販路の確保や生活向上、機械農業への対応に努めるため、農山漁村振興交付金等を活用し整備の推進を図る。

林道については、生産性の高い林業地帯の形成を図るためにも林業基盤整備を推進する必要がある。林道、森林作業道の整備促進を計画的に実施する。

近隣の主要都市や空港などの公共交通施設を結ぶ地域公共交通は、本市へ多数の訪問者を招き入れるためにも、九州新幹線や鹿児島空港を結ぶバス路線の充実や他路線の恒久的運行を維持するため市民の利用促進に努める。

市内を運行する公共交通機関の確保については、持続可能で効率的かつ利便性の高い地域公共交

通の実現を図る。そのために「伊佐市地域公共交通計画」をもとに交通体系を維持し、交通事業者と協議しながら実情に合わせて必要な見直しを行い、加えて、乗務員不足に対応するために、日本版ライドシェア等の制度活用や乗務員不足解消のための支援を行っていく。

その他、交通安全施設整備については、道路の危険箇所道路反射鏡などを計画的に設置する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	大道下青木線（改良・舗装） L=200m、W=7m	市	
		永尾金波田線（改良・舗装） L=1100m、W=7m	市	
		土瀬戸曾木ノ滝線（改良・舗装） L=3000m、W=7m	市	
		十曾線（改良・舗装） L=200m、W=7m	市	
		大口里・原田地区路線浸水対策	市	
		轟線（改良・舗装） L=240m、W=5m	市	
		市単独維持補修工事（側溝整備、舗装補修）	市	
		道路舗装長寿命化修繕事業	市	
		千束松原田線（改良・舗装） L=150m、W=5m	市	
		名折岩坪線（改良・舗装） L=235m、W=5m	市	
		下元町線（改良・舗装） L=530m、W=5.5m～6.5m	市	
		高柳元町線（改良・舗装） L=800m、W=6.0m	市	
		ふれあい通り線 L=63m、W=16.9m～24.3m	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	市	
(2) 農道	農道維持管理事業（広域農道）	市		

	(3) 林道	林道舗装 野ミ田線 L=2,666m、W=4m	市	
		林道長寿命化修繕事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通対策事業（県際広域バス対策） （事業内容） 伊佐市、水俣市、湧水町の2市1町で協力し、水俣～空港間の特急バス路線を確保する。（委託） （必要性） 市民生活における移動手段として公共交通の維持が必要である。 （事業効果） 交通手段が確保され、住民の利便性が向上する。	市	
		地域公共交通対策事業（生活交通路線維持） （事業内容） 生活交通路線として県が認定したバス路線（隣接町と接続）を維持する。（補助） （必要性） 市民生活における移動手段として公共交通の維持が必要である。 （事業効果） 交通手段が確保され、住民の利便性が向上する。	市	
		地域公共交通対策事業（市内公共交通確保維持） （事業内容） 市内の公共交通手段を確保する。 （必要性） 市民生活における移動手段として公共交通の維持が必要である。 （事業効果） 交通手段が確保され、住民の利便性が向上する。	市	

		<p>地域公共交通対策事業（乗務員免許取得支援）</p> <p>（事業内容）</p> <p>市内の公共交通事業者に対して、乗務員免許取得及び乗務員募集に係る経費を支援するもの。</p> <p>（必要性）</p> <p>公共交通の維持のために乗務員確保のための交通事業者への支援が必要である。</p> <p>（事業効果）</p> <p>公共交通の担い手が確保され、住民の利便性が維持される。</p>		
	(10) その他	<p>交通安全施設整備事業</p> <p>（ガードレール、カーブミラー等設置）</p>	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、道路（橋梁含む）については、保有する施設量が多いため「事後保全型管理」による維持・修繕が中心となるものの、利用頻度の高い主要道路等については、適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図り、新設改良については、将来利用やライフサイクルコストも比較検討した上で必要な路線のみを行うこととし、施設の総量拡大を抑え、また、市道舗装については、「伊佐市道路舗装長寿命化計画」に基づき、優先順位を決定し、適切な時期に対策を行っていくこととした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

本市の水道普及率は、令和6年度末で82.98%と低迷している。これは行政区域が広く上水道施設の設置が困難な山間地域で自家水道が多いことにあり、給水収益も伸び悩んでいる。また、近年の生活様式の向上、多様化する水需要に備えた水源確保、水質管理、老朽施設の改良・更新等に加え、老朽管更新事業等に対する財源措置が必要であるとともに、より効率的な事業経営による利用者への質の高いサービスの提供が求められている。

環境を取り巻く問題は、年々厳しいものとなり、とりわけ廃棄物については大きな課題となっている。

ごみ処理については、種類が多種多様で一人当たりの排出量も増加の一途をたどっており、ごみの減量化・リサイクルの推進が急務となっている。このような状況の中、「伊佐湧水環境管理組合（未来館）」において「容器包装リサイクル法」に基づく再商品化をはじめ、資源の有効利用を推進することでごみの減量化を図り、一般廃棄物最終処分場の延命化を行っている。ごみのリサイクルについては、現在8種類の分別収集を市民に呼びかけており、以前よりも理解は深まっているものの、完全な分別がされているとは言えない状況である。

また、「未来館」については、供用開始後22年経過しているため、年々修繕に係る経費も増加している。

「大口リサイクルプラザ」については、焼却残さと不燃残さ物等の埋立処理を行う一般廃棄物最終処分場が稼働しており、埋立処分地からの浸出水は浸出水処理施設で適正に処理を行い、周辺環境を守っている。各施設は、供用開始後25年経過し、定期的な修繕の必要も見込まれる。今後は一般廃棄物最終処分場の埋立処分地施設の拡張時期について検討が必要となる。

し尿処理については、平成30年度に供用開始した「衛生センター（きらり館）」において、し尿や浄化槽汚泥を適正に処理している。水質汚濁の大半は、生活雑排水が原因といわれており、その対策として経済性・効果発現の迅速性に優れた「合併処理浄化槽設置事業」を推進している。

また、菱刈中央、菱刈北部、平出水の3地区は農業集落排水処理施設により生活雑排水や汚水を処理している。菱刈中央、菱刈北部地区は、令和2年度までに施設やポンプ、その他機械設備等の更新が完了した。平成16年度に供用開始した平出水地区は、中継ポンプ等の経年劣化により、更新の時期を迎えている。

「火葬場」については、供用開始後46年経過しており、長寿命化のための改修が必要である。

防災・救急については、伊佐湧水消防組合による広域消防を軸に共同処理している。

常備消防による消防施設等は年次計画により更新しているが、消防ポンプ自動車等の老朽化が著しく、緊急車両としての走行性・ポンプ性能の低下が危惧され、故障の頻発により十分な機能を発揮できない状態にある。

救急体制については、大口消防署に2台、南消防署に1台、菱刈分遣所及び吉松分遣所に各1台、計5台の高規格救急車を配備している。

非常備消防については、常備消防の補完体制として、防災施設の設置や老朽化した消防ポンプ自動車等の更新が必要となっている。

市営住宅は、老朽化と人口減少が相まって全体の入居者数が減少し空き戸数が増加している。建築後50～70年経過している住宅は、老朽化により用途廃止の対象となっているものが多い。特に、用途廃止対象住宅では、入居者がまばらに点在し全棟の管理経費が膨らむ傾向にある。

市内の排水施設については、老朽化や排水設計基準の古さから、道路・住宅環境の変化やゲリラ的な集中豪雨等に対応出来る排水処理能力となっていない地域もあり、下流側の住宅地等に浸水被害が生じてきていることから、これを解消するための排水路の整備等が必要となっている。

2 その対策

水道事業は、「利用者に安全な水を安定的に継続して供給し、その料金をもって経営する」ことを基本方針としている。

本市の水道事業は、今後の給水人口の推移、市街地への給水人口の集中化に配慮しつつ、誘致企業への安定給水の必要性等を勘案し、水源・水質の維持確保・施設の新設・改修等を進めるとともに、多様な利用者ニーズに応えながら経営効率化を目指す。

ごみ処理については、従来の事業を継続するほか、ごみの減量化・資源化を図るため、ごみの分別収集の周知徹底を図る。また、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「家電リサイクル法」に基づき適正な対応を図る。

「未来館」については、令和5年度から行ってきた基幹的整備改良工事が令和6年度で完了し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低廉化が図られた。今後も施設の安定稼働や課題解決に向けて伊佐湧水環境管理組合と連携して取り組んでいく。

農業集落排水施設の更新を行う場合は、加入促進と適正な維持管理に努めるほか、適時・適切な修繕と機器更新によりライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

「火葬場」については、長寿命化計画を策定し、計画的な予防的修繕を行い長寿命化を図っていく。

消防施設については、年次的に防火水槽の改修等を行い、その機能維持等を図る。消防体制の整備については、高齢者等・災害時行動要支援者対策の促進など各関係課と連携を図り、さらに自主防災組織を主とした地域防災力向上のため、災害危険個所の掌握、広報活動による啓発を推進する。また、消防団員の確保については、あらゆる職種へ理解と協力を求める。

救急業務については、医師会や医療機関との連携による休日や夜間における救急医療体制の充実、市民を対象にした救急車到着までの応急手当の普及啓発活動を積極的に行い、高齢者等の地域住民の救命率の向上を図る。

市営住宅については、将来の人口動態を考慮した適正な住宅管理を進める。また、維持改善対象の団地単位ではなく、棟単位での廃止も視野に、団地内・団地間転居を促進し、維持補修又は解体といった市営住宅全体のマネジメント計画を具体化していく。

また、住民の生命・財産を保護するため、がけ地近接等危険住宅移転事業を引き続き推進する。排水施設については、降雨時の浸水被害が生じている地域の改修・整備等を計画的に行う。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	水道管路緊急改善事業（老朽管更新） （大口地区給水区域内） φ100～φ150 L=4,800m	公営企業	
		老朽管耐震化事業 （大口地区給水区域内） φ75 L=2,500m	公営企業	
		道路改良に伴う配水管布設工事	公営企業	
		その他配水管拡張・新設及び増径工事	公営企業	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設 その他	農業集落排水事業	市	
		合併処理浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	伊佐湧水環境管理組合事業負担金	市	
	(4) 火葬場	伊佐北始良火葬場 改修工事	一部事務組合	
	(5) 消防施設	防火水槽設置	市	
		防火水槽防水工事	市	
		可搬車（更新）	市	
		小型ポンプ（更新）	市	
		消防ポンプ車（更新）	市	
		消防団詰所建設	市	
		消防署庁舎建設	一部事務組合	
		水槽付消防ポンプ自動車（更新）	一部事務組合	

		消防ポンプ車（更新）	一部事務組合	
		災害対応特殊救急自動車（更新）	一部事務組合	
	(6) 公営住宅	市営住宅建替え事業	市	
		市営住宅改修事業	市	
		市営住宅解体事業	市	
	(8) その他	がけ地近接等危険住宅移転事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、水道施設については、中長期的な財政収支に基づき、重要度、老朽度に応じた計画的な施設整備を行い、事業費の平準化を図りながら、水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化を行うこととした。

下水処理施設については、機能診断・艇的整備構想に基づいた機能強化事業及びストックマネジメントによる定期的な点検補修等により施設の長寿命化を図り、中長期的には集落排水人口の動向を踏まえ処理施設の統廃合・経営の合理化、集排区域の再編を検討することとした。

廃棄物処理施設については、安定稼働を第一とし、定期的な点検・診断のもと予防保全型の維持管理による長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を徹底することとした。

消防施設については災害時の重要な施設であるため、予防的修繕に努めるとともに、更新については消防団の再編も含めながら検討していくこととした。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕周期に先立って定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施を図ることとした。

本計画においても、これらの基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

児童福祉の現状については、認定こども園が12か所、保育所が2か所、幼稚園が1か所設置されていて、待機児童は発生していない。心身に障がいのある子どもたち、支援を必要とする子どもたちの療育を行う場については、こども発達支援センターを設置しているが、保護者の様々な就労形態により保育・療育へのニーズは多様化している。さらに、核家族化の進行、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て環境を取り巻く環境は大きく変化してきているため、これらに対応するための施策の充実が必要である。

また、子育て世帯の負担軽減と必要な子どもが医療機関を受診できる環境を整備するため、子ども医療費給付事業を開始しているが、安心して子どもを育てるためには、小児科医や産婦人科医を継続して確保していくことも重要となる。

障がい者福祉については、障がいの有無に関わらず一人一人の人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が重視されている。障がい者の福祉サービスのニーズは、年齢や障がいの種別・程度等によって多種多様であり、様々な情報提供や相談体制の充実が不可欠である。

また、行政の施策においても就業・保健・医療サービスから日常生活まで、あらゆる面でノーマライゼーションの理念を普及させるとともに、障がい者が住みなれた地域や家庭の中で自分らしく自立した生活が営めるよう、障がい者や地域の実情を把握しながら、各種施策をきめ細かく展開することが必要である。

戦後の高度経済成長期に大都市へ子どもたちを送り出した親たちが後期高齢者として山間部に点在し、その多くは高齢者の一人世帯又は高齢者のみの世帯で暮らしている。できるだけ自立して自宅で暮らしたいと希望する人が多いものの、かつての地域相互扶助の「地域の力」は低下している。

一人暮らしの高齢者は生活への不安からグループホーム・特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院など施設系サービスの利用が多く、国・県の平均を上回っており、介護費用が増加している。その一方で、訪問系や通所系、在宅介護サービス全般の利用が少なく、国・県の平均を下回る状況である。

高齢者福祉については、市内の社会福祉法人により、特別養護老人ホーム・老人保健施設・デイサービスセンター・ケアハウスを利用した事業が展開されている。また、高齢者の在宅生活の維持や社会参加のための交通手段については、公共交通である「のりあいタクシー」、「市内運行バス」の運行だけではなく、買い物・通院・公共施設等に利用することを基本とした「福祉タクシー」の利用助成も実施している。

社会福祉協議会による高齢者配食サービスを利用した高齢者見守り事業や介護予防拠点施設「大口元気こころ館」と各地区に点在する集落の集会場を活用して、世代間交流・疾病予防教室・介護予防教室を開催し、閉じこもりの防止・介護予防に取り組んでいる。

また、高齢者コミュニティセンター「高熊荘」の活用や「まごし館」での介護予防・生活支援サービスなど、高齢者に対する生きがいづくりへの取組や老人クラブによるスポーツ大会・世代を超えた学習活動も盛んに行われている。

これからの過疎地域における高齢者の生きがいつくりや社会活動を推進するためには、県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動」をはじめ、「伊佐市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいた地域ぐるみの活動支援や地域の実情に則した在宅介護支援体制の拡充等が必要であり、その正しい理解と認識を深めるための普及啓発活動も重要な役割を果たしている。

今後は、健康づくりと介護予防の充実、医療と介護の連携、認知症高齢者や介護家族への支援、協働による地域活動の推進、地域包括支援センターの機能強化などが課題として考えられる。なかでも、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康増進法」により、「自分の健康は自分で守る」という市民意識の啓発を促すとともに、健康づくりの推進、健康診査や保健指導、検診等を地域医療機関と連携のもと「まごし館」や「大口元気こころ館」を中心に実施し、生活習慣病などの予防や早期発見・治療により健康の維持増進を図る必要がある。

2 その対策

「子ども・子育て支援法」に規定される「第3期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を令和7年に策定した。これに基づき、教育・保育の提供や家庭支援事業を含む地域子育て支援事業、子ども家庭センターの運営を実施し、子育てしやすい環境を整備する。また、子ども発達支援センター利用児童の保護者はほぼ共働きのため、送迎が困難な家庭も増えていることから、面積が広く山間部を抱える市内全域の送迎をカバーし、子どもたちが子ども発達支援センターや子育て支援センターに安心して通える環境整備を検討する。

大口子育て支援センター、子ども第三の居場所、県立特別支援学校が同敷地内に設置されることで、3施設で様々な交流や体験活動を一緒に行いながら「多世代・多様なみんなの居場所」とし、ここを拠点として、子どもから大人まで誰もが住みやすい地域づくりを推進する。

子ども医療費給付事業や、第三子以降保育料無料化、産前産後サポート事業、産後ケア事業、地域産科支援事業などの経済的支援とあわせ、地域の子育て支援機関と役割分担しながら伊佐らしい発達支援・子育て支援の仕組みを整えていくことで、子どもの育ちと保護者の子育ての両方を支援し、引き続き地域全体で「子育てにやさしいまち」をめざす。

本市は、「第2次伊佐市総合振興計画」の中で福祉・保健・医療分野の基本目標を「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」と定めている。また、令和3年3月に策定した「伊佐市障がい者計画（計画期間：令和3年度～12年度）」では、全ての市民が年齢や病気、障がいの有無などに関わらず、安全安心に住み慣れた地域で暮らすことができるように、社会福祉協議会や民間団体の育成強化をはじめ、相談体制の充実や生活環境におけるバリアフリー化の推進と障がいのある人等に配慮した生活環境の整備を促進することを施策としている。

また、「まごし館」や「大口元気こころ館」は、多様な地域団体が参画する高齢者等の生きがい活動や健康づくり教室の場については、高齢者はもとより多世代の交流の場となるよう利用を促進する。併せて、地域社会から孤立しがちな高齢者が「閉じこもり」にならないように、地域ごとに「生きがいつくり」と「居場所づくり」を推進するとともに、高齢者の生活に必要な通院や買い物等の移動支援を行う。

今後の重要課題でもある認知症高齢者対策では、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送るとともにその家族も安心して生活できるよう、医療機関・介護サービス事業所・行政・コミュニティ等の連携による総合的な支援体制の整備を進めながら、認知症ケアパスの活用や権利擁護につい

ては、成年後見人制度の利用促進を図る。

地域包括ケアシステムの構築のために、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備など地域支援事業に位置づけられている取組を、大口・菱刈地域包括支援センターを中心に多職種連携による地域ケア会議等を活用し推進する。

さらに、民生委員や各校区コミュニティ協議会、社会福祉協議会と連携した地域見守りネットワークを構築し、要支援者に対する支援体制の強化を図る。

生涯を通じた健康づくりを推進するため、令和7年度に第3次健康いさ21（伊佐市健康増進計画・自殺対策計画）を策定し、具体的な取組を明確にする。令和5年度から取組を開始した、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により、高齢者の健康課題の全体像を把握し、重点的に取り組む課題を整理することで、「元気高齢者づくり」及び「健康寿命の延伸」を図る。

介護保険事業の健全な運営を推進するためには、介護サービスの適正な利用と併せて介護予防の取組が不可欠となる。介護給付適正化の取組等により利用者の状態に応じた適正な介護サービスの提供に努める。また、各種の介護予防事業にあらゆる高齢者の積極的な参加を促し、高齢者の自立を支援し、その維持に努める。

「高齢者一人一人が安心して生きがいをもって健康に暮らせる個性的なまちづくり」を推進するために保健・医療・介護・福祉・生涯学習など各種事業を総合的に展開する。また、これらの拠点施設となる「まごし館」「大口元気こころ館」等の適正な維持管理に努める。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び 増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	高齢者コミュニティセンター（高熊荘） 管理事業	市	
	(7) 市町村保健センター 及びこども家庭センター	介護予防拠点施設（大口元気こころ館） 管理事業	市	
		菱刈総合保健福祉センター（まごし館） 管理事業	市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	福祉タクシー利用料助成事業 （事業内容） 高齢者、障がい者等が通院等でタクシーを利用できるよう、補助を実施する。 （必要性） 高齢者等の交通弱者の福祉向上、自立生活の支援のための取組が必要である。 （事業効果） 健康的な生活の確保や社会参加が図られる。	市	
	(9) その他	シルバー人材センター運営補助	市	

		老人クラブ助成事業	市	
		健康増進事業 ・健康診査・健康相談 ・健康教育・訪問指導	市	
		結核健診事業	市	
		後期高齢者健康診査事業	市	
		保育所等整備事業	市	
		第3子以降保育料無料化事業	市	
		子ども医療費給付事業(子ども医療費給付金、県内は現物給付)	市	
		子育て支援車両購入・運行事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、元気こころ館・菱刈総合保健福祉センターは、比較的新しく、各地区（旧市町）の健康づくりの拠点となる施設であり、福祉避難所にもなるため、予防保全型管理により長寿命化を図ることとした。

また、高齢者の利用が多いため、バリアフリー対応も含めた万全な安全対策に努めるとともに、大型施設であるため、利用状況を分析しながら複合化・共用化も含めた効率的な施設の運用方法を検討していきます。まごし温泉は、近年改築された施設であり予防保全型管理を徹底し、効率的な管理・運用に努めることとした。

本計画においても、これらの基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第8章 医療の確保

1 現況と問題点

本市の医療機関は、県立北薩病院を中核に病院6施設・513病床、一般診療所22施設・95病床、歯科診療所7施設で、医師53人、歯科医師7人であり、人口規模に対し医療施設はかなり充足していると考えられるが、診療科目によっては医師の偏在化が見られる。また、医師の高齢化も進んでおり、後継者不足も懸念される。医療機関は市街地に集中しており、山間地域の高齢者はバス・タクシーなどを利用して通院している。市内で唯一の産婦人科の医療体制を確保することにより、妊娠中から産後まで専門的なケアを継続して受けることができている。県立北薩病院に小児科医が2人配置されていることで、休日、夜間であっても対応できる体制が確保されている。

緊急搬送については、救急隊が傷病者を重症と判断した場合や、通報時に「脳疾患、頭部打撲等」ドクターヘリ要請のキーワードに該当した場合に、鹿児島市、人吉市の医療機関へ搬送されている。ドクターヘリの運航時間外や天候不良等で要請できない場合は、救急車で管外医療機関へ搬送せざるを得ない状況である。

2 その対策

医師会との連携により地域医療体制の充実を図るため、休日・夜間における在宅当番医制や病院群輪番制などを継続して実施する。

また、高度な医療を担う中核的医療機関である県立北薩病院の存続と、専門診療科に必要な常勤医師数の維持を求めて医療圏域内の近隣町と連携して要望活動を継続して行う。唯一の産婦人科医の休診時の医療体制を確保するため地域医療支援事業に取り組む。

緊急搬送（施設間搬送を含む。）については、ドクターヘリの有効活用により、傷病者の救命、後遺症の軽減等を図るため、引き続き医療機関との連携を行う。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	在宅当番医制事業 (事業内容) 休日等における一時救急医療体制の確保を行う。 (必要性) 休日等の救急時の診療が可能となる体制の構築が必要である。 (事業効果) 住民が安全、安心に暮らすことができる。	市	

		<p>地域医療支援事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>市内唯一の産婦人科の医療体制の確保を行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>産婦人科の診療が年間を通して可能となる体制の構築が必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>住民が安心、安全に暮らすことができる。</p>	市	
--	--	---	---	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

市内小・中学校の児童生徒数は急速に進む少子化によって、ここ10年余りで21%減少している。全国的に学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれる中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる」力を育むことができる学校教育を保障する観点から、本市における学校の適正規模・適正配置の在り方について検討する時期にきている。

また、本市には県立、私立を含めて3つの高校があり、それぞれの高校が特徴を生かした魅力ある高校づくりを進めている。地域の生徒が通いたい、学びたいと思える高校づくりを市が積極的に支援し、小中高が連携して学校の魅力化や地域活性化へ繋がる施策を展開する必要がある。

少子高齢化の進行や情報化社会の飛躍的な進展により社会環境が大きく変化をしている中、市民一人一人が自己の能力を高め豊かでいきがいのある人生を送るために、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習の機会を提供する必要がある。本市では社会教育拠点となる中央公民館（大口ふれあいセンター）の大規模改修に伴い、各地区集会施設等で様々な生涯学習講座を行っているが、受講生の8割が女性であり、男性や若い世代のニーズを把握し参加を増やす取組が必要である。また、学習したことが地域のために生かせるような講座の検討、受講を通じて自主的な活動へと繋がるような取組も必要である。

本市では、家庭・学校・職場・地域であいさつが交わされることが地域の活性化、安全安心なまちづくりに繋がるという考えのもと、また、家庭教育の基本はあいさつであるとの観点から、地域ぐるみのあいさつ運動を展開しており、今後も継続して取り組む必要がある。

文化会館などの文化施設は、文化芸術活動の推進に欠かせない施設であり、この施設を活用する地元の音楽家や地元劇団等の様々な自主的文化活動が根付いてきており、今後もこれらの活動を支援し、施設の更なる活用の促進を図るとともに広く市民に周知していく必要がある。

これまで、小学校区ごとの地域対抗で行われてきた市民スポーツ大会などのスポーツ行事は、少子高齢化の中で今の時代に合った内容に変更を模索するとともに、身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動が行える仕組みづくりも必要である。また、児童・生徒数の減少により、各学校単位でのスポーツ少年団や学校部活動の運営も厳しい状況にあり、市スポーツ協会や関係競技団体等と連携し、青少年スポーツの環境整備にも取り組む必要がある。

学校施設については、耐用年数を経過している施設が多く、校舎の耐久性確保のため、年次的に耐震補強工事や外壁改修工事等を実施してきた。これらの維持補修には多額の費用を要することから、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を行い、学校施設に求められる機能を確保する必要がある。

生涯学習、世代間交流の拠点である大口ふれあいセンターは、耐震化・長寿命化を図る大規模な改修工事を行っている。羽月校区公民館は老朽化が進んでいることから、改築工事を行う必要がある。各地区集会施設や文化芸術活動の成果発表の場である文化会館、市民のスポーツ活動の拠点である総合運動公園、菱刈農村公園など、耐用年数を経過している施設が多く、計画的に修繕等を行い各施設の役割を發揮できるよう再編や整備をする必要がある。

2 その対策

本市は、周囲を山に囲まれ、中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけている。この森林が豊富で農業が盛んな本市の環境を生かし、地域について知り、地域の課題を解決しようとする態度を養うことを通して豊かな心を育むとともに、多様な人と積極的に関わり、地域に愛着と誇りを持ち、社会に役立つ人づくりを推進する。

学校教育については、たくましく生きる力と豊かな感性を備えた児童生徒を育成するために、学習指導要領の内容について周知徹底を図り、管理職研修会や学力向上担当者会等における協議や協議内容の周知徹底により、各学校の実態に合った取組を充実させる。また、市内の幼児児童生徒の情報交換を円滑に行い、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを一体的に捉えた「いさ型架け橋カリキュラム」の策定、実践、改善を図る。

また、教育の情報化を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けて、各教科等において1人1台タブレット端末等を効果的に活用した授業やオンライン配信等を活用した授業等の実践を推進し、小・中学校の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図る。

中学校再編により通学が遠距離になった生徒のためにスクールバスを運行することで、通学時間の短縮を図り、安全に通学できるよう継続して支援する。へき地小規模校の活性化に力を注ぐとともに、地域の良さを活かした教育の充実については、総合的な学習の時間を工夫改善して、特色ある学校づくりや地域ぐるみで心を育む活動の推進、地域人材活用推進等の事業を一層進める。

いじめや不登校防止のため、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、きめ細やかな教育相談を実施する。特別な支援が必要な児童生徒への対応については、特別支援教育支援員の配置や支援体制の整備、関係機関との連携、研修の充実を図ることにより、特別支援教育を推進する。

高等学校支援では、各高等学校の特色ある取組をサポートし、市内外からの生徒確保に向けた対策を講じるとともに、高校生が本市の課題解決やイベント企画などに積極的に参画し、地域の一員として活動することで、地域への愛着と誇りを持てるような仕組みをつくる。

学校施設については、子どもたちが1日の大半を過ごす場所であることから、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化計画に基づき、中長期的視野に立った改修を図る。プール、武道場及び教職員住宅などの附帯施設についても年次的な改修を進めるとともに、トイレの洋式化など、教育環境の充実を図る。

社会教育については、ふれあいセンターや公民館施設・設備の充実を図り、利用者のニーズに合った効率的な管理運営を図る。また、市民の誰もが参加しやすい市民ニーズに合った各種講座の充実やふれあいサークル等の活動への支援、地域人材の育成・活用など、地域に根ざしたふるさと教育事業を推進する。市立図書館については、市民の学習要求に応えることができるよう図書館機能の充実や蔵書の充実、図書館システムの更新等による検索・予約システム等の活用で、更なる利便性の向上を図る。また、令和8年度開館予定の大口図書館の整備を推進する。

市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。また令和5年度に本市で開催された国体カヌースプリント競技を契機に、今後も選手の強化育成を図るとともに、本市のシンボルスポーツであるカヌー（ドラゴンボート）を普及啓発することや、国体会場を利用したスポーツ合宿や大会の開催など推進する。

社会教育施設やスポーツ施設の老朽化対策については、生涯学習及びスポーツ振興の拠点となる施設の改修を基本に、類似施設を選択して整備を進める必要があることから、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的な整備を推進する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	各小中学校小規模改修事業（解体含む）	市	
		山野小学校校舎外壁改修工事	市	
		平出水小学校校舎外壁改修工事	市	
		平出水小学校特別教室空調設備設置工事	市	
		羽月西小学校特別教室空調設備設置工事	市	
		曾木小学校特別教室空調設備設置工事	市	
		針持小学校特別教室空調設備設置工事	市	
		南永小学校特別教室空調設備設置工事	市	
	屋内運動場	田中小学校体育館屋根改修工事	市	
		大口中央中武道場建替工事	市	
	教職員住宅	教職員住宅管理事業(改修、解体)	市	
	給食施設	学校給食事業	市	
		学校給食センター施設改修工事（屋根・壁・調理場内）	市	
		学校給食配送車更新事業	市	
	その他	学校図書館整備事業（図書購入）	市	

		学校義務教育教材整備事業(小中)	市		
		理科教育設備整備事業(小中)	市		
(3) 集会施設、体育施設等	集会施設	本城校区集会施設空調改修工事	市		
		本城校区集会施設屋根改修工事	市		
		湯之尾校区集会施設キュービクル改修工事	市		
		山野基幹集落センター改修工事	市		
		西太良コミュニティセンター改修工事	市		
		ふるさといきがいセンター改修工事	市		
		農村環境改善センター空調改修工事	市		
		大口ふれあいセンター改修工事	市		
		田中ふるさと館空調改修工事	市		
		羽月地区公民館改築工事(解体含む)	市		
		体育施設	総合体育館天井改修工事	市	
			陸上競技場メインスタンド改築工事	市	
菱刈農業者トレーニングセンター改修工事	市				
体育センター改修工事	市				
湯之尾屋内ゲートボール場改修工事	市				
体育施設管理運営事業	市				
市営プール運営事業	市				

	図書館	図書館システム導入（更新）事業	市	
		図書館整備事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、学校については、小学校・中学校とも耐震補強は全校で終了しているものの、建物や設備の老朽化に伴う安全面や機能面の不足などの問題が顕在化しつつあるため、予防的補修により長寿命化を図るものの、大規模な補修・改修については、多大な費用を要するため、将来利用も含めた維持管理計画に基づいて整備を行っていくこととした。

教職員住宅については、すべて木造で老朽化の度合いが高い状況にあり、学校施設全体の方針に沿って将来的な取扱いを検討したうえで、優先順位をもって計画的な更新を図ることとした。

学校給食センターは、築年数も浅いため、適切なメンテナンスを行いながら、事業継続性を重視した予防保全により長寿命化を図ることとした。

集会施設については、コミュニティ拠点として必要となる機能を整理し、複合的役割を担う施設として、適正な維持管理が可能な規模での更新を検討することとした。

体育施設については、圏域別の機能分担により利用方法を整理し、競技性のある専門施設については、可能な限り集約化することとし、ニーズ分析や利用状況を勘案の上、更新や機能整備についての方針を検討することとした。

本計画においても、これらの基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

地域社会の活動の基礎組織である自治会は、高齢化、独居世帯の増加、世帯数の減少等に伴い自治活動機能の維持が困難な状況となっている。また、個人の生活スタイルを尊重する世代が増加しており、地縁・血縁で育まれてきた各地域独自の歴史や慣習・しきたりによる自治会活動に対する協働への理解を得られない傾向がうかがえる。住環境や交通の利便性により、市街地への住宅は増設される一方、人口減の地域では、空き家などによる地域の環境問題も懸念されることから、生活環境の安全性や公共交通の確保などの施策を講じている。なお、少子高齢化により、257自治会のうち65歳以上の人口が半数以上を占める自治会は過半数を超えており、自治組織の機能を維持していくことが重要な課題である。

2 その対策

人口減の地域においては、近隣自治会との合併等を引き続き促進するため、自治会活性化の財政支援を行い、転入者のニーズを踏まえつつ地域活性化施策の継続を図るとともに、コミュニティ間の連携や行政との連携を強化することで地域コミュニティの育成を図る。

自治会への加入については多様な生活スタイルを尊重しながら、豪雨などの自然災害時における自治会の役割をはじめとする存在意義など、その趣旨を広く市民へ広報し、自治組織への協力体制が構築できるよう、理解の浸透を図る。

地域の課題解決のために、関係人口の創出に取り組みながら、地域自治組織の自主的な活動を支援する仕組みづくりを行える人材の確保、育成に係る支援を関係機関と連携して推進する。

さらに、集落支援員制度の導入や教育機関との連携を図りながら、地域住民が話し合い、自ら実施主体となり課題を解決することで、生活環境の向上を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	むらづくり整備事業 （事業内容） 地域課題の解消に必要な取組を協働で行う自治会等に対し、補助を実施する。 （必要性） 地域課題の解消を迅速に効率的に行うための支援が必要である。 （事業効果） 協働の取組みにより生活環境や生産基盤等が整備され、自立した地域運営が促される。	市	
		単位自治会活動支援事業（自治会活性化交付金）Ⅰ （事業内容） 自治会の運営に要する経費に対し、補助を実施する。 （必要性） 自治会活動の活性化を促進し、市との円滑な協力体制を構築する必要がある。 （事業効果） 市広報紙の配布、防犯防災の確認等が行われ、住民が安心、安全な地域での生活を維持できる。	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本市では、自主文化事業としてミニコンサート事業や劇団ワークショップ事業などを行うことで、市民が主体的に様々な文化芸術活動を行う機運が高まりつつある。これらの活動をさらに推進しながら優れた文化芸術に触れあう機会の創出、文化芸術活動の成果を発表する場の提供などに取り組む必要がある。

文化財については、国指定重要文化財4件、県指定文化財10件、市指定文化財45件、国の登録有形文化財2件と多くの文化財があるが、文化財の中には老朽化のため大規模修繕が必要なものもあり計画的な保存活用を図る必要がある。

本市には28の郷土芸能保存団体があるが、地域の高齢過疎化による後継者不足、道具や衣装などの維持経費の問題、披露する機会の減少などにより、年々活動休止になる団体が増えている。継承者の確保や指導者等の育成に努めながら記録などの整理も行う必要がある。

2 その対策

文化会館を文化芸術活動推進のための中心的な施設とし、自主的に活動を行う文化芸術団体などと連携を図るとともに、大人から子どもまでだれもが関心を持てるよう、多種多様な芸術文化を「観賞する」「発表する」「体験する」機会の充実を図る。

市民文化祭など各団体等が活動の成果を発表する場を活用し、地域で大切に育まれた貴重な伝統文化を地域財産として次代に継承するための仕組みづくりを進める。

歴史的記録や資料の整理保存、文化財の保存・活用を行うとともに、郷土芸能等の地域伝統文化の後継者や指導者の育成を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化会館運営事業	市	
		環境改善センター運営事業	市	
	(3) その他	文化財保護事業（祇答院家住宅保全）	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、文化振興施設については、予防保全型管理により長寿命化を図るとともに、設備の更新や維持管理費用の抑制のための具体的方策を早期に検討することとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

本市は、地球温暖化対策については、太陽光発電設備の設置に対し費用助成を行ってきた。(普及に伴い平成27年度で助成制度廃止) エネルギー源が太陽光であるため、比較的設置、導入がしやすいこと等から、設置数は増加してきた。太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進は、良好な地域社会の持続発展に資するものである。

一方、施設設置に当たっては、災害の発生、景観への影響、自然環境の破壊など、良好な生活環境を保つ上での不安要素もあり、適切な設置が行われることが重要である。

2 その対策

再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、管理、事故発生時の対応を事業者に促し、地域社会の良好な生活環境の確保と再生可能エネルギーの利用促進の両立を図る。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(3) その他	再生可能エネルギー発電設備等適正管理促進事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化の中、住民サービスの多様化や複雑化、権限移譲、新たな課題など、行政事務の増加に対し、職員数も財源も潤沢であった時代の行政サービスを維持し続けることは困難な状況となっている。

地域の課題解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織である校区コミュニティ協議会は、独自の発想により、地域の生活環境の維持、生活する上で困難を抱えている市民のサポートなど、福祉事業、環境衛生、青少年育成事業の展開を行っており、地域活力の維持に貢献している。今後も、一人暮らしの高齢者の安心確保といった地域の身近な課題等に対しては、校区コミュニティ協議会等による地域の果たす役割がますます期待される。これら地域に根差した様々な活動が、継続して運営できるような支援が必要である。

2 その対策

校区コミュニティ協議会は、市内15地区で設立されており、それぞれが、主体性を持って振興計画に沿った事業を展開している。今後も、多様化する市民ニーズに対応できるよう、自助・共助・公助のそれぞれが連携し、共生協働のまちづくりを推進するために必要な支援を行う。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		コミュニティ協議会運営事業 （事業内容） 地域運営組織である校区コミュニティ協議会に対し、運営に必要な経費の補助を実施する。 （必要性） 運営基盤の安定化を図り、地域の主体的な活動が継続できるよう支援する必要がある。 （事業効果） 地域の活性化のため、様々な公益的かつ主体的な地域活動が実施できる。	市	

		<p>コミュニティ協議会育成事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>地域の個性や魅力を活かした地域づくりの住民参加活動等に要する経費の補助を実施する。</p> <p>(必要性)</p> <p>地域の事情に合った地域活性化の取組が実施できるよう、支援が必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>子どもの見守り活動、世代間交流活動、困りごとお助け活動など地域力向上に資する取組が実施できる。</p>	市	
--	--	--	---	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通対策事業 （県際広域バス対策）	市	持続可能な交通体系の構築が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
		地域公共交通対策事業 （生活交道路線維持）	市	
		地域公共交通対策事業 （市内公共交通確保維持）	市	
		地域公共交通対策事業 （乗務員免許取得支援）	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	福祉タクシー利用料助成事業	市	高齢者等の福祉の向上が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	在宅当番医制事業補助	市	通年の医療体制確保により、住民が安全、安心に暮らすことができることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
		地域医療支援事業	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	むらづくり整備事業	市	地域課題が解消され、持続可能な地域社会の構築が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。

		単位自治会活動支援事業（自治会活性化交付金）	市	自治会活動の支援により、持続可能な地域社会の構築が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		コミュニティ協議会運営事業	市	コミュニティ協議会の活動の支援により、地域の活性化が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
		コミュニティ協議会育成事業	市	